札幌市告示第4060号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第６条第３項の規定により準用される同法第５条第３項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年10月28日

札幌市長　　秋元　克広

記

１　届出の概要

⑴　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　アクロスプラザ札幌南

所在地　札幌市南区石山２条９丁目505－13ほか

⑵　大規模小売店舗を設置している者の氏名、住所及び代表者の氏名

名　称　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社

住　所　東京都港区港南１丁目２番70号

代表者　代表取締役　近藤　禎一郎

⑶　変更した事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社　代表取締役　成瀬　明弘

（変更後）　ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社　代表取締役　近藤　禎一郎

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　届出書のとおり

⑷　変更した年月日　ア　令和８年４月１日　イ　届出書のとおり

⑸　変更した理由　ア　代表者変更のため　イ　届出書のとおり

２　届出年月日　令和８年10月14日

３　届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所　札幌市役所本庁舎２階　市政刊行物コーナー

縦覧期間　令和８年10月28日～令和９年３月１日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

（午前８時45分～午後５時15分（午後０時15分～午後１時までを除く））

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（令和９年３月１日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。